

一般社団法人日本医学教育評価機構倫理規則

(目的)

第1条 この規則（以下、「本規則」という。）は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）が実施する医学教育分野別評価（以下、「評価」という。）事業に関して、事業執行の公正さを確保し、疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって機構の事業に対する信頼を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 本規則の対象となる者は、以下の各号に該当する者をいう。

- (1) 評価事業に関わる部会、委員会の長及び委員
- (2) 評価チーム評価員
- (3) 事務職員

(利害関係者)

第3条 本規則において「利害関係者」とは、機構がかかわる評価の受審を申請又は予定している国公立大学医学部（医学群、医学類等を含む）・医科大学・医科大学校（以下、「医学部等」という。）の役員及び教職員をいう。

(禁止行為等)

第4条 第2条に規定する者は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典、又は供花その他これらに類するものを含む）
- (2) 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
- (3) 利害関係者から供応接待を受けること
- (4) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること
- (5) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く）をすること

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる行為は行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（当該大学名及びロゴ等が入ったもの）であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。ただし、金券類の贈与を受けてはならない
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって、立食形式で行われるものをいう）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用

すること

- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の所属する大学の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る）
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること

（禁止行為の例外）

第5条 第2条に規定する者は、私的な関係がある者であって、利害関係者に該当する者との間においては、公正な評価活動及び事業運営に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

（評価チーム評価員）

第6条 評価チーム評価員の編成にあたって、当該評価員候補者は評価対象となる医学部等について、次の各号に該当する場合は利害関係を有するものとみなし、評価チームに加わることはできない。

- (1) 評価員候補者が評価対象医学部の教職員である場合、もしくは教職員であった時から5年未満である場合
 - (2) 評価員候補者が評価対象医学部の非常勤講師である場合、もしくは教職員であった時から5年未満である場合
 - (3) 評価員候補者が評価対象医学部の卒業生である場合
 - (4) 評価員候補者の2親等以内の親族が評価対象医学部の学生・教職員等である場合
 - (5) 評価員候補者所属大学が評価対象大学と姉妹校などの教育提携をしている場合
- 2 評価員候補者が前項の規定に該当しない場合は、該当しない旨の誓約書を提出するものとする。

（講演活動等）

第7条 第2条に規定する者は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、機構の評価事業に関する講演、研修会等における指導若しくは知識の教授をしようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。